

移動支援事業費の請求方法について

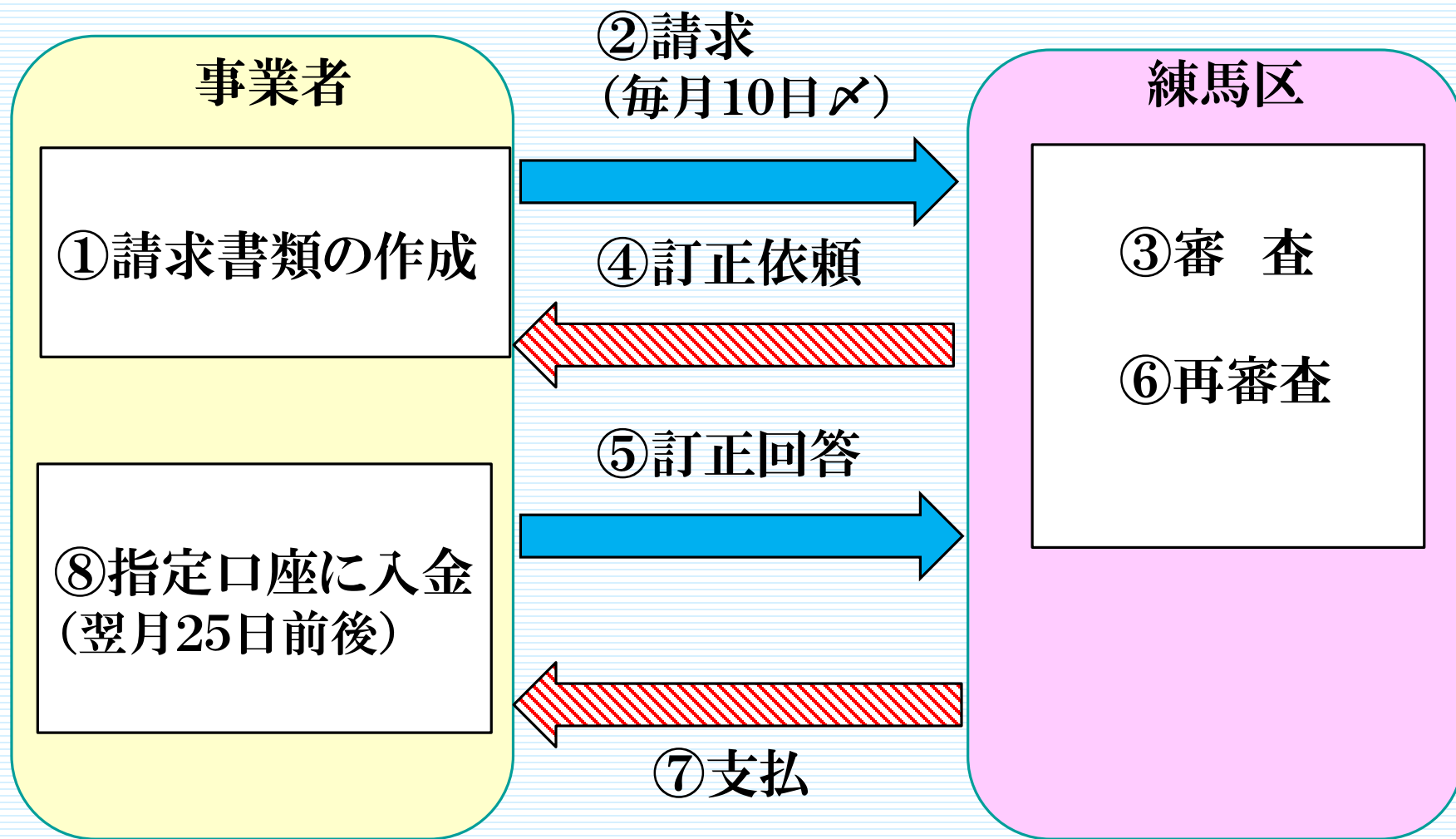
練馬区 福祉部
障害者サービス調整担当課
障害者給付係

内容

- 1 請求から支払までの流れ
- 2 区に提出する書類について
- 3 報酬算定の仕方について

1 請求から支払までの流れ

請求・支払の流れ



請求書の提出について

- 請求書類の提出は原則サービス提供月の翌月10日までです。
- 10日が土日祝日にあたる場合はその翌日になります。

訂正依頼について

- 毎月10日に提出された請求書類に不備があった場合、障害者給付係より文書または電話で訂正を依頼します。
- 訂正依頼の締め切りは、訂正依頼の連絡後、約1週間です。
- 提出期限を過ぎて提出されたものや提出期限内に訂正箇所が直らなかつた場合は、支払処理を翌月以降とさせていただきますので、予めご了承ください。

支払いについて

- 提出月の翌月25日に指定口座に入金
- 25日が土日祝日にあたる場合はその前日が入金日になります。

2 区に提出する書類について

(1) 地域生活支援事業費請求書(原本)

(2) 地域生活支援事業費明細書

(3) 利用者負担上限額管理結果票

※対象者のみ添付します。

(4) 移動支援提供実績記録票(写)

※原本は事業所で保管してください。

(5) 支払口座振替依頼書

※初回の請求時や口座や名義が変更になった場合に提出します。



3 報酬算定の仕方について

- (1) サービスコードの種類
- (2) サービスコードの使い方について
- (3) 算定上のルールについて

(1) サービスコードの種類

①基本報酬コード

②早朝・夜間加算コード

基本報酬コードについて

基本報酬コード

サービス提供時間数に応じて請求するコード

基本報酬コード

移動支援用

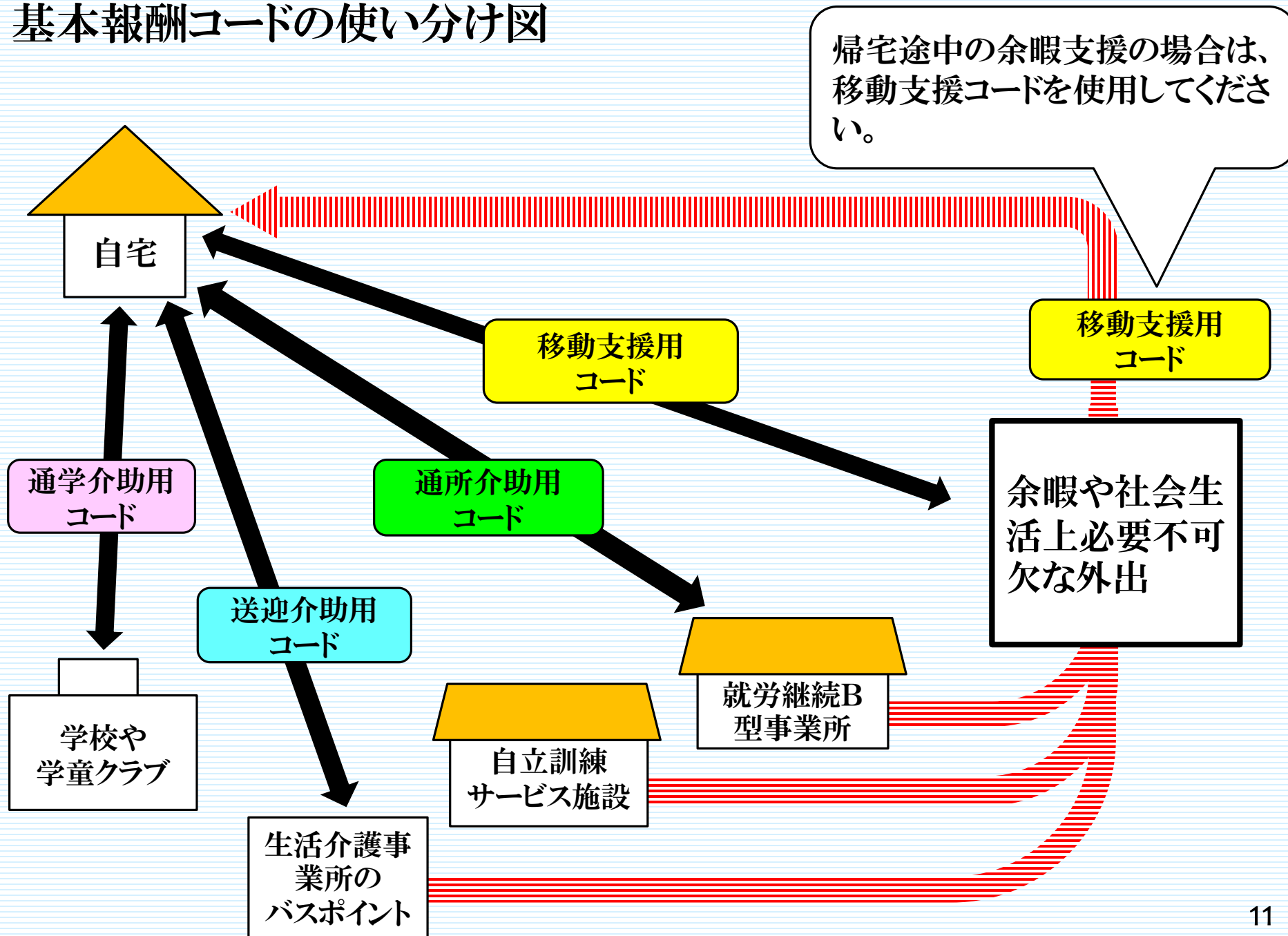
通学介助用

送迎介助用

通所介助用

支援の内容に応じて使い分けて下さい。

基本報酬コードの使い分け図



基本報酬コード表①

移動支援用

コード	コード名称	単価(円)
101001	移動(身あり)0.5H	¥2,700
101002	移動(身あり)1.0H	¥4,300
101003	移動(身あり)1.5H	¥6,200
101004	移動(身あり)2.0H	¥7,100
101005	移動(身あり)2.5H	¥8,000
101006	移動(身あり)3.0H	¥8,900
101007	移動(身あり)3.5H	¥9,800
101008	移動(身あり)4.0H	¥10,700
101009	移動(身あり)4.5H	¥11,600
101010	移動(身あり)5.0H	¥12,500
101011	移動(身あり)5.5H	¥13,400
101012	移動(身あり)6.0H	¥14,300
101013	移動(身あり)6.5H	¥15,200
101014	移動(身あり)7.0H	¥16,100
101015	移動(身あり)7.5H	¥17,000
101016	移動(身あり)8.0H	¥17,900
101017	移動(身あり)8.0H超 0.5Hごと	¥900

サービス提供時間が8時間を超える場合に、8時間コードに追加して請求するコード。

(例) 8時～17時の9時間
 ・「移動(身あり)8.0H」×1
 ・「移動(身あり)8.0H超0.5Hごと」×2

※身体介護なし用もあります。

基本報酬コード表②

通学・送迎・通所介助用

コード	コード名称	単価
101118	移動(身あり)通学0.5H	¥2,700
101119	移動(身あり)通学1.0H	¥4,300
101120	移動(身あり)通学1.5H	¥6,200
101121	移動(身あり)通学2.0H	¥7,100
101122	移動(身あり) 通学2.0H超0.5Hごと	¥900
101223	移動(身あり)送迎0.5H	¥2,700
101224	移動(身あり)送迎1.0H	¥4,300
101225	移動(身あり)送迎1.5H	¥6,200
101226	移動(身あり)送迎2.0H	¥7,100
101227	移動(身あり) 送迎2.0H超0.5Hごと	¥900
101328	移動(身あり)通所0.5H	¥2,700
101329	移動(身あり)通所1.0H	¥4,300
101330	移動(身あり)通所1.5H	¥6,200
101331	移動(身あり)通所2.0H	¥7,100
101332	移動(身あり) 通所2.0H超0.5Hごと	¥900

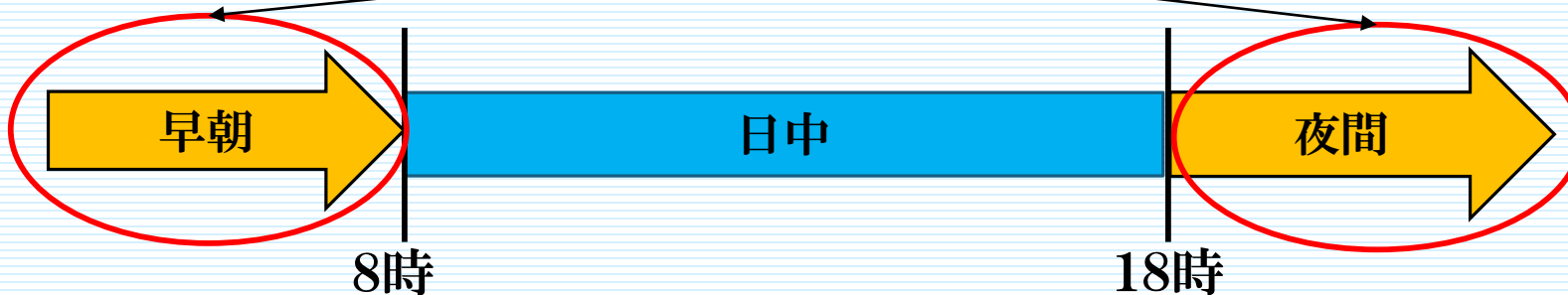
※身体介護なし用もあります。

早朝・夜間加算コードについて

早朝・夜間加算コード

支援時間に、**日中以外の時間帯**が含まれる場合に基本報酬に追加して請求するコード

8時から18時以外の時間帯が加算対象となります。



早朝・夜間加算コード表

コード	コード名称	単価(円)
101033	移動(身あり)早朝・夜間加算0.5H	¥675
101034	移動(身あり)早朝・夜間加算1.0H	¥1,075
101035	移動(身あり)早朝・夜間加算1.5H	¥1,550
101036	移動(身あり)早朝・夜間加算2.0H	¥1,775
101037	移動(身あり)早朝・夜間加算2.5H	¥2,000
101038	移動(身あり)早朝・夜間加算3.0H	¥2,225
101039	移動(身あり)早朝・夜間加算3.5H	¥2,450
101040	移動(身あり)早朝・夜間加算4.0H	¥2,675
101041	移動(身あり)早朝・夜間加算 4.0H超0.5Hごと	¥225

日中の時間帯(8時から18時)以外の支援時間が4時間を超える場合に、4時間コードに追加して請求するコード。

※身体介護なし用もあります。

その他のサービスコードについて

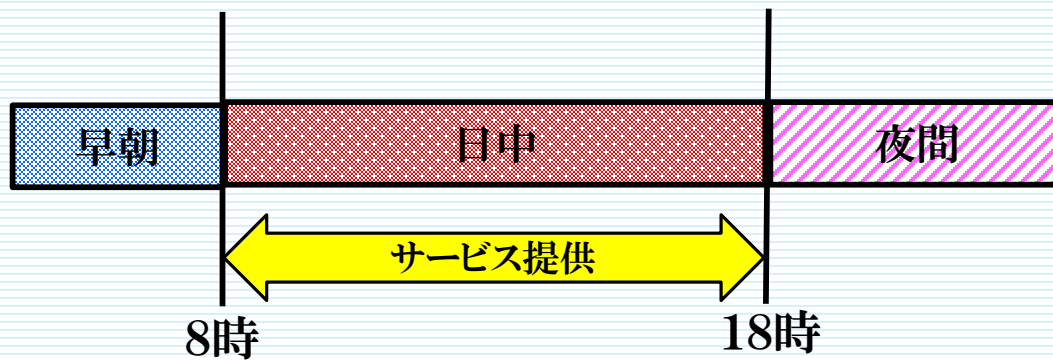
コード	コード名称	単価(円)
103001	利用者負担上限管理加算	¥1,600
101042	移動(身あり)旅行12.0	¥24,950
102042	移動(身なし)旅行12.0	¥18,710

(2) サービスコードの使い方



「基本報酬コード」のみのケース

支援時間が日中の時間帯に収まる場合が該当します



サービス提供時間数に応じた基本報酬コードを選択します

「基本報酬コード」のみのケース

移動支援提供実績記録票																					
															令和	2	年	2	月	分	
受給者証番号	3	0	0	0	0	1	2	3	4	5	事業所番号	1	3	6	2	0	0	1	2	3	4
支給決定障害者等氏名 (障害児氏名)	練馬 太郎										事業者及び その事業所の名称	練馬事業所									
契約支給量	身体介護あり (50 H)																				
	身体介護なし (H)																				
日付	曜日	サービス提供時間		種別 【通学・送迎・通所】 (※)	基本 時間数	うち 加算 時間数	行き先(経路)	サービス 提供者 印	利用者 確認印												
		開始時間	終了時間																		
① 4	火	8:00	9:00	通所	1.0H			大泉	練馬												
② 4	火	16:00	18:00		2.0H		〇〇事業所→図書館→自宅	大泉	練馬												

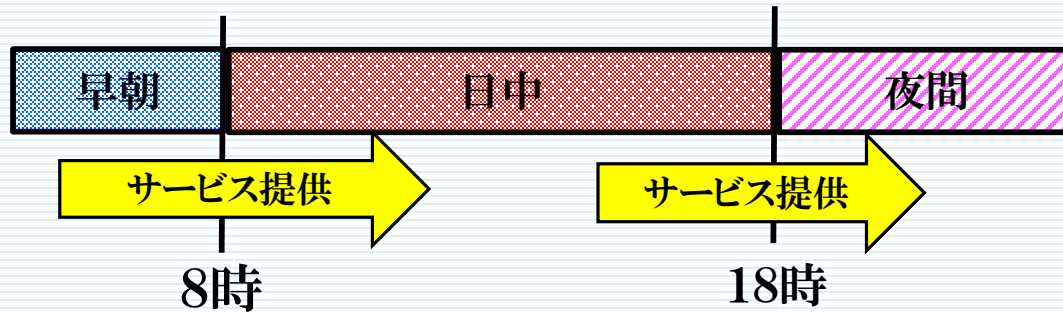
① 移動(身あり)通所1.0H × 1回

② 移動(身あり)2.0H × 1回

使用するサービス
コードは、..

「基本報酬コード」+「早朝・夜間加算コード」のケース

サービス提供時間に日中以外の時間帯が含まれる場合が該当します



手順

- ① サービス提供時間数に応じた基本報酬コードを選択
- ② 日中の時間帯以外の支援時間数に応じた「早朝・夜間加算コード」を選択

「基本報酬コード」+「早朝・夜間加算コード」のケース

移動支援提供実績記録票														令和	2	年	2	月分			
受給者証番号	3	0	0	0	0	1	2	3	4	5	事業所番号	1	3	6	2	0	0	1	2	3	4
支給決定障害者等氏名 (障害児氏名)	練馬 次郎					事業者及び その事業所の名称		練馬事業所													
契約支給量	身体介護あり (50 H)																				
	身体介護なし (H)																				
日付	曜日	サービス提供時間		種別 【通学・送迎・通所】 (※)	基本 時間数	うち 加算 時間数	行き先(経路)	サービス 提供者 印	利用者 確認印												
		開始時間	終了時間																		
① 13	木	7:00	10:00		3.0H	1.0H	自宅→金融機関→自宅	大泉	練馬												
② 15	金	12:00	22:00		10.0H	4.0H	自宅→遊園地→自宅	大泉	練馬												

① 移動(身あり)3.0H × 1回
 移動(身あり)早朝・夜間加算1.0H × 1回

② 移動(身あり)8.0H × 1回
 移動(身あり)8.0H超0.5Hごと × 4回
 移動(身あり)早朝・夜間加算4.0H × 1回

使用するサービスコードは、...

(3) 算定上のルールについて

2時間未満ルールについて

2時間未満ルールとは、...

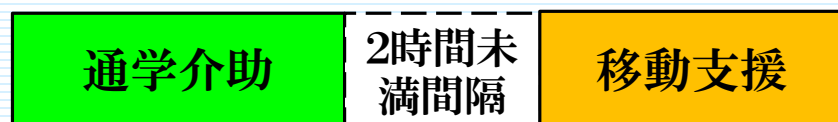
同じ日に複数サービス提供があり、一つ前のサービス提供の終了時間と次の開始時間との間隔が2時間を満たない場合に、それぞれの時間数を合算するというもの。

ただし、前後のサービス種別が同じときに適用します。



サービス種別が前後で同じ

→ 前後を合算したサービス提供時間数の基本報酬コードを使用する



サービス種別が前後で異なる

→ 合算せず、それぞれのサービス提供時間数に応じた基本報酬コードを使用する

2時間未満でサービス種別が同じ場合

移動支援提供実績記録票														令和	2	年	2	月分											
受給者証番号					3	0	0	0	0	1	2	3	4	5	事業所番号					1	3	6	2	0	0	1	2	3	4
支給決定障害者等氏名 (障害児氏名)					練馬 太郎					事業者及び その事業所の名称					練馬事業所														
契約支給量					身体介護あり (50 H)																								
					身体介護なし (H)																								
日付	曜日	サービス提供時間		種別 【通学・送迎・通所】 (※)	基本 時間数	うち 加算 時間数	行き先(経路)	サービス 提供者 印	利用者 確認印																				
		開始時間	終了時間																										
10	木	7:00	8:00		1.0H	1.0H	自宅→体育館	大泉	練馬																				
10	木	9:00	10:00		1.0H		体育館→自宅	大泉	練馬																				

合算

間隔が2H未満で、前後でサービス種別が同じなので、合算します。

移動(身あり)2.0H

× 1回

移動(身あり)早朝・夜間加算1.0H

× 1回

2時間未満だがサービス種別が異なる場合

移動支援提供実績記録票																													
															令和	2	年	2	月分										
受給者証番号					3	0	0	0	0	1	2	3	4	5	事業所番号					1	3	6	2	0	0	1	2	3	4
支給決定障害者等氏名 (障害児氏名)					練馬 太郎										事業者及び その事業所の名称					練馬事業所									
契約支給量					身体介護あり (50 H)																								
					身体介護なし (H)																								
日付	曜日	サービス提供時間		種別 【通学・送迎・通所】 (※)	基本 時間数	うち 加算 時間数	行き先(経路)	サービス 提供者 印	利用者 確認印																				
		開始時間	終了時間																										
12	金	15:00	16:00	通所	1.0H			大泉	練馬																				
12	金	16:30	18:00		1.5H		自宅→買い物→自宅	大泉	練馬																				

①
②

間隔は2H未満ですが、前後でサービス種別が異なるので合算はせず、それぞれの時間数に応じた基本報酬コードを使用します。

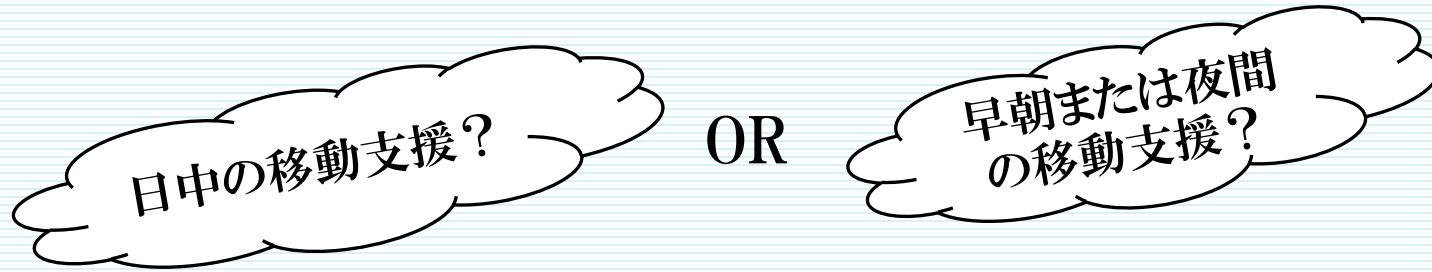
移動(身あり)通所1.0H

× 1回

移動(身あり)1.5H

× 1回

早朝→日中、日中→夜間の30分間の算定方法



★30分間のうち、日中と早朝または夜間の内訳時間を比較します。

①内訳時間数が異なる場合

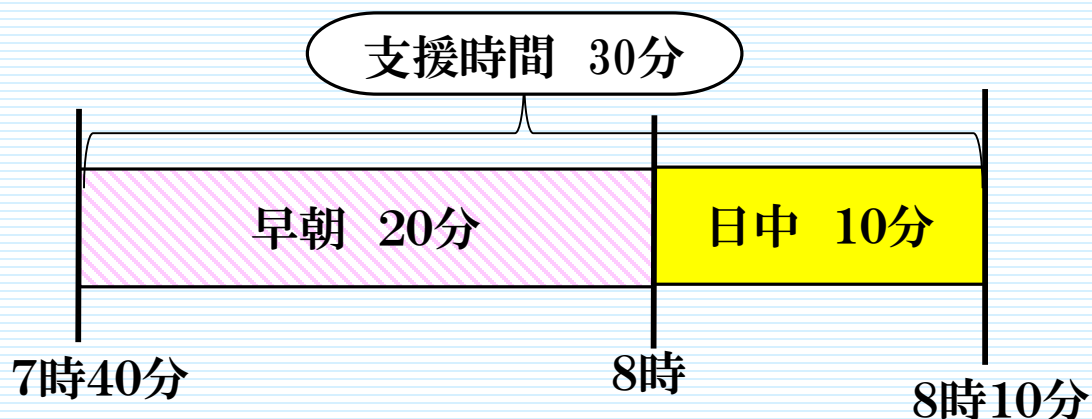
その30分間は、内訳時間が大きい時間帯の移動支援とみなします。

②内訳時間数が同じ場合

その30分間は、早い方の時間帯の移動支援とみなします。

30分の内訳時間が 【日中】と【早朝or夜間】で異なる場合

(例) 身体介護ありで、7:40から8:10の移動支援



この場合の30分間は、内訳
が大きい早朝の移動支援と
みなされます。

よって、加算対象になります。

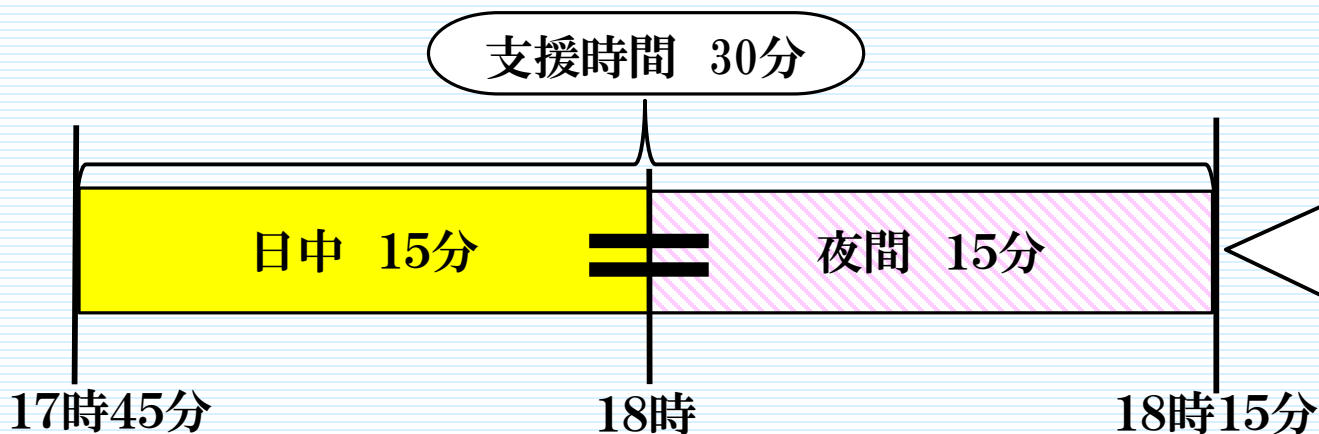
使用するコード

【基本報酬】
移動(身あり)0.5H × 1回

【加算】
移動(身あり)早朝・夜間加算0.5H × 1回

30分の内訳時間が 【日中】と【早朝or夜間】で同じ場合

(例) 身体介護ありで、17:45から18:15の移動支援



この場合の30分間は、
時間帯が早い日中の移
動支援とみなされます。
よって、加算対象外です。

使用するコード

【基本報酬】
移動(身あり)0.5H

× 1回

ご清聴ありがとうございました。

**請求等でご相談がありましたら、
障害者給付係までお問い合わせください。**

【直通】

03-5984-1021

【メール】

SHOGAISISAKU06@city.nerima.tokyo.jp